

改正

平成23年4月1日訓令第61号
平成23年8月1日訓令第79号
平成24年4月1日訓令第15号
平成24年11月26日訓令第95号
平成26年2月24日訓令第7号
平成27年4月1日訓令第51号
平成27年9月24日訓令第96号
平成28年4月1日訓令第62号
平成28年4月1日訓令第81号
平成28年8月22日訓令第110号
平成29年3月22日訓令第28号
平成29年8月1日訓令第95号
平成29年12月14日訓令第114号
平成30年3月30日訓令第52号
平成31年4月9日訓令第84号
令和元年5月30日訓令第2号
令和元年9月27日訓令第18号
令和2年12月9日訓令第108号
令和3年3月30日訓令第50号
令和5年3月31日訓令第57号
令和7年2月18日訓令第11号

鹿角市競争入札等事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号。以下「財務規則」という。）及び競争入札制度に関し定める他の要綱等に定めるもののほか、鹿角市の公共調達に係る条件付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに契約事務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、財務規則で用いる用語の例による。

- 2 この要綱において「条件付き一般競争入札」とは、入札参加資格審査を入札後に行う事後審査型条件付き一般競争入札をいう。
- 3 この要綱において「契約」とは、建設工事、修繕、測量・建設コンサルタント等、物品調達、役務の提供等の契約をいう。
- 4 この要綱において「電子入札」とは、鹿角市が秋田県の電子入札システムを共同利用方式により運用して行う入札をいう。
- 5 この要綱において「郵便等入札」とは、入札公告又は指名通知した入札案件について、入札書及び当該入札の入札公告又は指名通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を郵送又は持参により提出させる入札をいう。

(入札及び契約事務の所管)

第3条 次の各号に掲げる入札及び契約締結の事務は、それぞれ当該各号に掲げる部署の所管とする。

- (1) 競争入札の執行及び公募型見積合わせ並びに契約締結に関する事務 契約検査室
- (2) 随意契約の締結に関する事務（ただし、前号に規定する公募型見積合わせに関する事務を除く。） 発注を所管する課等
(契約の措置の請求)

第4条 発注を所管する部課長等は、競争入札により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した執行伺その他必要な書類等を添えて、入札・契約依頼書（様式第1号）を契約検査室長に提出し、契約の措置を請求しなければならない。

- (1) 契約の件名、目的、数量及び設計額（これらの内訳を含む。）
- (2) 契約方法
- (3) 歳出科目及び予算額
- (4) 契約予定期間
- (5) その他必要な事項

2 契約検査室長は、前項の規定により請求のあったもののうち、財務規則第114条に定める額に該当する物品等においては、鹿角市物品調達等公募型見積合わせ実施要綱（平成26年鹿角市訓令第6号）に基づき契約事務を行うことができるものとする。

(入札執行者)

第5条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、契約検査室長とする。ただし、契約検査室長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ契約検査室長が指名する職員がその職務を代理する。

(入札の執行方法)

第6条 入札の執行方法は、施行令第167条各号のいずれかに該当する場合を除き、条件付き一般競争入札によるものとする。

2 前項の入札は、鹿角市公共事業電子入札運用基準（平成27年鹿角市訓令第103号）の定めるところにより電子入札により執行することができる。また、この場合の開札操作は、必ず前条に定める入札執行者立会いのもと行うものとする。

3 第1項の入札は、鹿角市郵便等入札実施要綱（令和3年鹿角市訓令第7号）の定めるところにより郵便等入札により執行することができる。

(入札公告の期間及び事項)

第7条 条件付き一般競争入札に付するときは、当該入札の期日の10日前（急を要する場合にあっては5日前）までに、次の各号に掲げる事項を市ホームページへの掲載その他の方法により公告するものとする。ただし、電子入札により執行する場合にあっては、電子入札システム上への掲載により公告するものとする。

- (1) 工事・委託・調達の名称
- (2) 工事・履行・納入の場所
- (3) 工事・委託・調達の概要
- (4) 完成・履行・納入の期限
- (5) 入札参加者の資格要件に関する事項
- (6) 入札参加資格の確認申請に関する事項
- (7) 入札執行に関する事項
- (8) 設計図書等の閲覧等に関する事項

- (9) 現場説明に関する事項
 - (10) 入札保証金に関する事項
 - (11) 契約保証金に関する事項
 - (12) 入札の無効に関する事項
 - (13) 落札の決定方法
 - (14) 契約が議会の議決を要するものであるときの契約の成立時期
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項
- 2 建設工事及び修繕（以下「建設工事等」という。）に係る入札公告の事項は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 予定価格の公表に関する事項
 - (2) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度に関する事項
- 3 予定価格が5,000万円以上の建設工事等及び測量・建設コンサルタント等に係る入札公告期間は、第1項の規定にかかわらず、第15条第2項に規定する見積期間によらなければならない。

（条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件）

第8条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）とし、必要に応じて次の各号に掲げる事項を入札参加の資格要件に加えることができる。

- (1) 本社・本店又は営業所・支店の所在地
 - (2) 受注実績
 - (3) 営業許可
 - (4) 技術者の資格及び実績
 - (5) 所有する機械設備等
 - (6) その他必要な事項
- 2 建設工事等の場合は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意して入札参加の資格要件を定めるものとする。
- (1) 入札に付する市工事の設計金額に対応する等級別発注標準表（別表第1）の等級を入札参加の資格要件とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該等級及び当該等級の上位の等級を入札参加の資格要件とすることができる。
 - ア 当該工事に相応する等級格付業者数が少ない場合
 - イ 当該発注工事の件数、格付登録業者の能力等を勘案し、これにより難しいと認められる場合
 - ウ 市工事の請負又は元請負の経験の少ない業者のみとなる場合
 - エ 工事实績、技術者、機械設備等を勘案し、入札の参加者とするのが適当と認められる場合
 - (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、別に入札参加の資格要件を定めることができるものとする。
 - ア 災害復旧工事又は緊急を要する工事を施工するとき。
 - イ 舗装工事、橋りょう整備工事、建築工事（鉄筋構造物工事及び鉄骨構造物工事に限る。）その他特別の施設又は技術を必要とする工事を施工するとき。
 - ウ B級以下の等級格付に相当する工事であっても、この工事が大規模工事につながる工事である場合
 - エ 等級別発注標準表の格付どおりの発注が著しく不相当と認められる場合

(3) 第1号の規定による等級別発注標準表（別表第1）の等級に代えて、当該工事に対応する工事種別に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出される総合評定値を入札参加の資格要件とすることができる。

3 前2項の規定により資格要件を定めたときは、入札公告で明らかにするものとする。
（指名基準等）

第9条 指名競争入札に参加させる者は、有資格者のうちから、該当する工種、業種及び種目の区分に応じて指名するものとする。

2 指名にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 建設工事等

- ア 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- イ 工事成績
- ウ 技術者の状況
- エ 手持工事の状況
- オ 当該工事の地理的条件
- カ 当該工事施工の技術的特性
- キ 機械器具の保有状況
- ク 安全管理の状況
- ケ 労働福祉の状況

(2) 測量・建設コンサルタント等

- ア 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- イ 業務成績
- ウ 手持業務の状況
- エ 当該業務実施についての技術的特性
- オ 安全管理の状況
- カ 労働福祉の状況

(3) 物品調達、役務の提供等

- ア 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- イ 納入成績
- ウ 納入・保守等の迅速性、適正性
- エ 当該契約履行に対する地理的条件
- オ 当該契約履行についての技術的特性

3 建設工事等の場合は、前項第1号アからケのほか、次の各号に掲げる事項に留意して指名を行うものとする。

(1) 入札に付する市工事の設計金額に対応する等級別発注標準表（別表第1）の等級に格付された者のうちから指名する。ただし、前条第2項第1号アからエのいずれかに該当する場合は、当該等級に格付された者のほか、当該等級の上位の等級に格付された者のうちから指名することができる。

(2) 等級格付のない市外業者については、市内での営業所等の有無、営業成績等を勘案し、相当する格付で指名することができる。

(3) 前2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、入札に付する建設工事等の設計金額に相応する等級に格付された者以外の者から指名競争入札に参加させる者を指名することができる。

- ア 前条第2項第2号アからエのいずれかに該当する場合

イ 事務所又は営業所の近傍で施工される工事等特別な事由がある場合
(入札運営委員会)

第10条 競争入札の公正な執行について審議するため、入札運営委員会を置く。

2 入札運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札の執行方法の選定に関する事。
- (2) 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件の選定に関する事。
- (3) 条件付き一般競争入札における落札候補者の入札参加資格の確認に関する事。
- (4) 指名競争入札に参加させる者の選定に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約事務に必要なと認められる事項

3 前項第2号及び第4号の審議内容については、発注を所管する部課長等に合議しなければならない。

4 入札運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 委員 契約検査室長及びあらかじめ委員長が指名する契約検査室に属する者

5 入札運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

7 入札運営委員会の庶務は、契約検査室において行うものとする。

(入札審査会)

第11条 適正かつ公正な入札を執行するため、入札審査会を置く。

2 入札審査会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 市が発注する設計額が500万円以上の建設工事の競争入札の執行方法、条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件又は指名競争入札に参加させる者
- (2) 市が発注する設計額が200万円以上の修繕、測量・建設コンサルタント等、物品調達、役務の提供等の競争入札の執行方法、条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件又は指名競争入札に参加させる者
- (3) 入札参加資格者名簿への登録に関する事項
- (4) 特に重要な入札及び契約に必要なと認められる事項
- (5) 入札制度全般に関する事項

3 入札審査会の委員は、次の各号に掲げる者とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時の委員を置くことができる。

- (1) 会長 副市長
- (2) 委員 総務部長、市民部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長及び教育部長

4 入札審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

5 入札審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 入札審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

7 会長は、緊急を要するため会議を招集するいとまがないときは、委員の3分の2以上に回議し、意見を求めることにより、審議に代えることができる。

8 入札審査会が必要と認めたとき、会長は、発注を所管する課の担当者等から事情を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 入札審査会の庶務は、契約検査室において行うものとする。

(指名停止等)

第12条 市長は、有資格者が指名停止措置基準表(別表第2)に掲げる事由に該当する場合は、入札審査会の審議を経て、所定の期間、当該有資格者を指名停止とすることができる。なお、指名停止期間が、登録中の入札参加資格登録期間を超え、かつ鹿角市入札参加資格に関する要綱(平成22年鹿角市訓令第73号)第4条第2項に規定する定期審査及び同条第3項に規定する中間年審査の認定を受けた者については、定期審査及び中間年審査認定後も指名停止期間に含める。

2 市長は指名停止の措置が決定されたときは、速やかに当該有資格者へ通知しなければならない。

3 契約権者は、指名停止期間中の有資格者に市の発注する工事等の請負等又は全部若しくは一部を下請又は受託させてはならない。ただし、やむを得ない事情があり、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(書面注意)

第12条の2 市長は、有資格者が「不正又は不誠実な行為」の運用基準(別表第3)に掲げる事由に該当する場合は、入札運営委員会の審議を経て、当該有資格者を書面注意とすることができる。

2 市長は、書面注意の措置が決定されたときは、速やかに当該有資格者へ通知しなければならない。

(口頭注意)

第12条の3 入札執行者は、有資格者が「不正又は不誠実な行為」の運用基準(別表第3)に掲げる事由に該当する場合は、当該有資格者を口頭注意とすることができる。

(現場説明)

第13条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、入札執行者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により現場説明会を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項について、入札公告又は指名通知において明らかにするものとする。

(1) 現場説明会の日時及び場所

(2) その他入札執行者が必要と認める事項

(設計図書等の閲覧等)

第14条 入札執行者は、設計図書等の閲覧等に係る取扱要領(平成11年鹿角市訓令第27号)に定めるところにより、契約の内容及び条件等を明示した設計図書等を書類又は電磁的記録により、閲覧、貸出、電子入札システムの利用又は市ホームページ等への掲載のいずれかの方法により示すものとする。

2 発注を所管する部課長等は、第4条の措置請求後速やかに前項の設計図書等を整備し、必要な部数とその電磁的記録を入札執行者に送付しなければならない。

(見積期間)

第15条 入札執行者は、入札を執行するにあたり、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が入札価格等を算出するために必要な期間(以下「見積期間」という。)を設けなければならない。

2 前項の見積期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲において、契約内容、規模及び難易度その他入札に関する条件を考慮のうえ、入札執行者が発注を所管する部課長等の意見を聴いて定めるものとする。

(1) 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等の場合 次に掲げる日数以上とする。た

だし、やむを得ない事情があるときは、イ及びウの期間を5日以内に限り短縮することができる。

ア 1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日

イ 1件の予定価格が500万円以上で5,000万円に満たない工事については、10日

ウ 1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日

(2) 建設工事等以外の業務種別の場合 3日以上とする。

(条件付き一般競争入札の参加申請)

第16条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入札公告で指定する日時までに契約権者へ提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)

(2) 配置予定技術者の資格・工事経歴等(様式第3号)

(3) 同種工事の施工実績(様式第4号)

(4) その他契約権者が指定するもの

2 前項第2号から第4号の書類を省略するときは、入札公告で明らかにするものとする。

(指名通知)

第17条 指名競争入札における指名通知は、第7条第1項第1号、第2号、第4号、第7号から第11号、第14号、第15号及び同条第2項第2号に掲げる事項を文書により通知しなければならない。ただし、緊急又はやむを得ない事情があるときは、電話等により通知することができる。

2 前項における通知は、ファックス、電子メール又は電子入札システムを利用しての通知ができるものとする。ただし、ファックス又は電子メールで行う場合においては、通知の到達を確認するため、指名者からの文書、ファックス又は電子メールによる報告を要するものとする。

(入札保証金)

第18条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は財務規則第103条第2項に規定する入札保証金に代わる担保を契約権者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、同条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

2 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の場所)

第19条 入札執行者は、入札及び電子入札の開札作業等を市庁舎内その他入札が適正に行われる場所で執行しなければならない。

(予定価格)

第20条 契約権者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、鹿角市事務決裁規程(昭和48年鹿角市規程第12号)の規定による決裁権者が定めた予定価格を予定価格調書として封書にし、開札の場所に置かななければならない。ただし、予定価格を事前に公表する入札及び電子入札による場合においては、封書を省略することができる。

2 予定価格調書は、原則として、入札執行日の前日までに作成するものとする。ただし、予定価格を事前に公表する入札及び電子入札による場合においては、指名通知日又は公告日の前日までに作成するものとする。

3 予定価格の公表は、原則として、建設工事等についてのみ行い、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 事前公表にあつては、鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表に関する要領

(平成17年鹿角市訓令第44号)に定めるところによるものとする。

- (2) 事後公表にあっては、鹿角市予定価格の事後公表に係る実施要綱(平成24年鹿角市訓令第96号)に定めるところによるものとする。

(最低制限価格の決定)

第21条 契約権者は、入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認めるときは、最低制限価格を設けることができる。この場合において、建設工事等については、鹿角市建設工事最低制限価格制度実施要綱(平成21年鹿角市訓令第82号)の定めるところにより、測量・建設コンサルタント等については、鹿角市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要綱(平成29年鹿角市訓令第28号)及び鹿角市地域維持型市道管理業務最低制限価格制度実施要綱(平成29年鹿角市訓令第118号)の定めるところによるものとする。

- 2 契約権者は、最低制限価格を定めるときは、入札公告又は指名通知によりその旨を明らかにしなければならない。

(調査基準価格の決定)

第22条 契約権者は、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査を行うときは、あらかじめ当該調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、第20条第1項の予定価格調書に併せて記載しなければならない。この場合において、建設工事等については、鹿角市低入札価格調査制度実施要綱(平成13年鹿角市訓令第31号)及び鹿角市低入札価格調査制度運用要領(平成13年鹿角市訓令第32号)の定めるところによるものとする。

- 2 契約権者は、調査基準価格を定めるときは、入札公告又は指名通知により、その旨を明らかにしなければならない。

(入札代理人)

第23条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。この場合において、代理人は、原則として、入札参加者と雇用関係にある者とする。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札における他の入札参加者の代理をすることはできない。

- 3 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造若しくは業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約相手が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(条件付き一般競争入札において入札参加者がいなかった場合の取扱い)

第24条 条件付き一般競争入札において入札参加者がいなかった場合は、入札参加の資格要件を変更し再度の入札公告を行うものとする。

- 2 数次にわたり前項の手続を行ってもなお入札参加者がいないときは、発注を所管する部課

長等にその旨を通知したうえで、契約の内容、履行条件等の精査を求めることができる。この場合において、当該発注を所管する部課長等は、速やかに契約の内容、履行条件等に関する精査を行い、必要に応じて契約の内容、履行条件等の変更を行うものとする。

(入札の辞退)

第25条 入札執行者は、入札を辞退する者（以下「入札辞退者」という。）がある場合においては、当該入札辞退者に、次に定めるところにより入札辞退に係る届出をさせなければならない。ただし、電子入札により執行する場合においては、次の各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）させるものとする。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出させるものとする。
- 2 郵便等入札においては、入札書等の提出期限を超えての入札辞退はできないものとする。
- 3 契約権者は、入札辞退者に対して、これを理由として以後の競争入札への参加について不利益な取扱いをしてはならない。

(入札辞退者があった場合の取扱い)

第26条 入札執行前に入札辞退者があった場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 条件付き一般競争入札において、入札辞退者を除く入札参加者が1名であっても入札を執行するものとする。ただし、入札を執行しない場合は、あらかじめ入札公告においてその旨を明らかにしなければならない。
 - (2) 指名競争入札において、入札辞退者以外の入札参加者が入札日前日までに1名以下となることが明らかとなった場合（電子入札及び郵便等入札による指名競争入札の場合においては、指名者が全て辞退した場合）は、入札を取りやめ、再度の指名を行うものとする。
 - (3) 前項の再度の指名を行う場合において、当該入札を辞退した者には再度の指名は行わないものとする。
- 2 入札執行中に入札辞退者があった場合は、次のとおり取扱う。
- (1) 入札参加者が全て辞退しない限りは、入札を執行するものとする。
 - (2) 全ての入札参加者が入札を辞退した場合（再度の入札を含む。）は、入札を中止し、再度の入札公告又は指名を行うものとする。この場合において、条件付き一般競争入札にあっては、当該入札を辞退した者は入札へ参加できないものとし、指名競争入札にあっては、前項第2号後段の規定に準ずる。
- 3 第1項第2号及び前項第2号の場合において、再度の入札公告又は指名を行う時間的余裕がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約の手続を行うことができる。
- 4 数次にわたり第1項第2号及び第2項第2号の手続を行ってもなお入札参加者がいない場合（全ての入札参加者が入札を辞退した場合を含む。）においては、第24条第2項の規定を準用する。

(入札の取りやめ等)

第27条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることができる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 前2項の場合において、入札執行者は、入札を取りやめた理由等を明記した報告書を発注を所管する部課長等に提出しなければならない。ただし、入札時間のみの変更については、この限りでない。

4 入札を取りやめる事情等が生じたときは、速やかに、書面（様式第5号）により入札参加者に通知するものとする。

第27条の2 入札執行者は、入札終了後において、入札が適正に行われなかったおそれがあると認めるときは、落札者又は落札候補者の決定を取り消すことができる。

（入札の秩序）

第28条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札執行の場所から退場させることができる。

（1） 私語、放言等で入札の執行を妨げた者

（2） 不穏な行動をする者

（入札の執行）

第29条 入札執行者は、入札執行時間に達したときは、入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げた後、入札参加者に入札書を提出させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、入札執行者の承諾を得て又は入札執行者の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによる。

3 前2項にかかわらず、郵便等入札の開札にあたってはあらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ開札するものとする。

4 入札執行者は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載させるものとする。

5 入札執行者は、建設工事等の入札にあつては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に基づき、入札書の提出に併せ第1回目の入札書記載金額に対応する入札内訳書を添付させなければならない。

6 前項に規定する入札以外の入札において入札内訳書の添付を求めるときは、入札公告又は指名通知により、その旨を明らかにしなければならない。

7 所定の入札時間に入札を行わなかった者は、入札を棄権したものとみなす。

（入札書の書換え等の禁止）

第30条 入札執行者は、入札参加者による錯誤、積算の誤り、仕様書等の認識不足その他いかなる理由があつても、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めてはならない。

（入札の無効）

第31条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 競争入札に参加する資格を有しない者（入札に参加する権利を得た者以外の者）のした入札

（2） 委任状を持参しない代理人（記名押印を欠く委任状を持参した者を含む。）のした入札

（3） 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者（入札保証金の全部を免除された者を除く。）のした入札

（4） 入札者（代理人が入札する場合の代理人）の記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあつては、電子証明書を取得していない者のした入札）

（5） 金額を訂正した入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 予定価格を事前に公表した入札において、予定価格を上回る金額を記載した者の入札
- (10) 鉛筆書き（黒、青の万年筆又はボールペン等以外）の入札
- (11) 同一の入札案件において、2以上の入札書を提出した者の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第32条 入札執行者は、入札執行の場所において、入札終了後直ちに入札参加者の立会いのもとに開札しなければならない。ただし、郵便等入札については、入札参加者の立会いを求めないものとする。

- 2 前項において入札参加者全員が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならない。ただし、電子入札システムによる開札の場合は、この限りでないものとする。
- 3 入札執行者は、開札を宣言し、直ちに開札を行い、入札書の適否の審査を行わなければならない。
- 4 開札の結果は、開札場において、入札ごとに、工事等番号、工事等名及び最低入札金額を読み上げるものとする。
- 5 落札者又は落札候補者等を決定したときは、直ちに口頭、書面又は電子入札システムによりその旨を落札者に通知するものとする。また、開札場においては、前項に併せて当該落札者又は落札候補者を読み上げるものとする。

（条件付き一般競争入札における落札候補者の決定）

第33条 条件付き一般競争入札において、入札執行者は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者としてすることができる。

- (1) その者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるとき。

- 2 前項ただし書の場合においては、第22条の調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があったときは、入札執行者は、別に定める手続により同条に規定する調査を行い、当該調査の対象となる入札参加者は、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第21条の最低制限価格を設けた入札の場合においては、入札執行者は、第1項本文の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- 4 入札執行者は、落札候補者を決定したときは直ちにその旨を落札候補者に通知する。
- 5 第2項の調査を行ったうえで落札候補者を決定したときは、入札執行者は、前項に規定する通知のほか、最低の価格をもって入札した者で落札候補とならなかった者に対しても通知するとともに、入札に参加した他の者に対しても、適宜の方法により落札候補者の決定があった旨を通知するものとする。
- 6 落札候補者と決定された入札者は、当該入札に係る落札候補者を辞退することができない。
（総合評価一般競争入札における落札候補者の決定）

第34条 条件付き一般競争入札において、入札執行者は、施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札を執行した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、鹿角市建設工事総合評価落札方式の試行に関する要綱（平成20年鹿角市訓令第56号）の定めるところにより落札候補者を決定するものとする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定）

第35条 条件付き一般競争入札において、入札執行者は、落札候補となるべき価格を同じくする入札者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定しなければならない。ただし、電子入札においては、くじは電子入札システムによる抽選、郵便等入札においては、くじは鹿角市郵便等入札実施要綱第13条の規定により行うものとする。

2 前項のくじの場合においては、始めにくじにより落札候補者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札候補者を決定するくじを引かせなければならない。

3 前2項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

（条件付き一般競争入札における入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第36条 入札執行者は、条件付き一般競争入札による落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について、あらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、入札運営委員会で入札参加資格の有無を審査するものとする。

2 前項の審査において、落札候補者が入札参加資格を有していると認められたときは、直ちに落札決定通知書（様式第6号）により落札を通知するものとし、併せて契約保証金を納めさせなければならないときはその旨を通知する。

3 第1項の審査において落札候補者が、入札参加資格を有していないと認められ、次条に定める手続を経て失格が確定したときは、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（ただし、当該落札候補者が前条の規定によりくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者として入札参加資格の審査を行うものとする。

4 前項の規定は、落札候補者が入札参加資格を有していると決定されるまで順次行うものとする。

（入札参加資格を有しないと決定された者への通知等）

第37条 前条第1項の審査において、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めたときは、当該落札候補者を失格とし競争入札参加資格確認結果通知書（様式第7号）により理由を付して、当該落札候補者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、市長に対し失格理由について説明を求めることができる。この場合において、当該説明を求める者は当該通知日の翌日から起算し2日以内（鹿角市の休日を定める条例（平成2年鹿角市条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含めない。）に、書面をもって請求しなければならない。

3 前項の説明請求があったときは、入札運営委員会は速やかに入札参加資格の再確認を行い、市長は、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して2日以内（休日を含めない。）に書面で回答しなければならない。

4 第2項の説明の請求をした者に係る入札参加資格の確認結果に重大明白な誤りがあると認められたときは、資格を有しないとされた第1項の通知を取り消す旨を明らかにするものとする。

5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の再確認の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第3項の決定は確定する。

（指名競争入札における落札者の決定）

第38条 第33条から第35条までの規定は、指名競争入札における落札者の決定に準用する。この場合において、第33条から第35条中「条件付き一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「落札候補者」とあるのは「落札者」と、第34条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、第35条第1項中「落札候補」とあるのは「落札」と読み替えるものとする。

2 入札執行者は、落札者を決定した場合において、契約保証金を納めさせなければならないときは直ちにその旨を落札者に通知する。

(再度の入札)

第39条 入札執行者は、開札した場合において、落札又は落札候補とすべき入札をした者がいないときは、直ちに又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、電子入札システム又は郵便等入札による場合を除き、再度の入札に立ち会わない入札参加者は、当該再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

2 前項の場合において、再度の入札は1回までとする。

3 第1項に規定する再度の入札を行うときは、当該再度の入札の直前における入札において第31条各号に該当することにより無効とされる入札を行った者又は最低制限価格を適用する入札において、最低制限価格を下回る金額を記載した者は、以後に執行される再度の入札に参加することができない。

(不調又は不落時の取扱い)

第40条 入札執行者は、前条の規定による再度の入札を行ってもなお落札者又は落札候補者がいないときは、次の各号のいずれかの手続を行うものとする。

(1) 施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者と随意契約の協議(見積合せを含む。)をする。

(2) 再度の入札公告又は指名替えによる入札を執行する。

2 前項第2号による入札を行う場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 指名競争入札において、当該不調又は不落となった入札(以下この項において「当初入札」という。)における入札参加者は、指名替えによる再度の入札に参加させることはできない。ただし、当初入札について、契約内容、履行条件等に重大な間違いが見つかり、当該間違いを修正のうえ、指名替えによる再度の入札を行うときは、この限りでない。

(2) 再度の入札公告又は指名替えによる入札を行う場合には、当初入札に係る契約内容、履行条件等については、履行期限以外の条件を変更することはできない。ただし、当初入札に係る契約内容、履行条件等に重大な間違いが見つかったときは、この限りでない。

(落札者が契約を辞退した場合の手続)

第41条 契約権者は、落札者が契約を辞退した場合、次の各号のいずれかの手続を行わなければならない。

(1) 再度の入札公告又は指名替えによる入札を行うための手続を行う。

(2) 施行令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の手続を行う。

(契約の締結)

第42条 落札者は、落札した日から起算して5日以内に契約(財務規則第121条に規定する議会の議決を必要とする契約については、仮契約。以下この条及び次条において同じ。)を締結しなければならない。ただし、前段に定める期間内に契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ契約権者の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が、前項ただし書の期間延長に係る契約権者の承諾を得ず、前項に定める期間内に契約を締結しないときは、当該落札はその効力を失う。

3 条件付き一般競争入札においては、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加の資格要件のいずれかを満たさないこととなったときは、当該落札者と契約を締結しないことができる。

4 前項については、入札公告において明らかにするものとする。

(契約書の作成)

第43条 契約権者は、契約を締結しようとするときは、財務規則第119条の規定により契約書を作成しなければならない。

2 契約書は、第4条の規定による措置請求により契約検査室長が入札の手続を行ったものについては契約検査室において作成し、その他のものは発注を所管する課等において作成するものとする。

3 契約権者は、支払方法や契約内容が特殊なものについては、適宜発注を所管する部課長等の意見を聴いて作成するものとする。

(契約保証金)

第44条 建設工事及び建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント及び補償コンサルタントをいう。）においては、予定価格が500万円以上のものを契約保証金の納付の対象とする。

2 落札者は、入札執行者が落札の通知を発した日から起算して5日以内に、契約金額の10分の1（鹿角市低入札価格調査制度運用要領（平成13年鹿角市訓令第32号）に基づく低入札価格調査を受けて締結する工事請負契約の場合にあっては、10分の3）以上の契約保証金又は財務規則第122条第2項に規定する契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、同条第1項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

3 入札執行者は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

4 落札者は、複数の方法により契約の保証を付すことはできない。また、契約途中において契約保証の方法の変更をすることはできない。

5 前各項に定めるもののほか、契約保証金等の取扱については、財務規則の定めるところによる。

(審査請求)

第45条 契約権者は、入札をした者から、入札後、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項、入札心得等についての不明又は錯誤を理由とした審査請求を認めないものとする。

(入札結果等の公表)

第46条 入札結果等の公表は、鹿角市建設工事入札結果等公表要綱（平成13年鹿角市訓令第13号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(鹿角市建設工事入札制度実施要綱等の廃止)

2 鹿角市建設工事入札制度実施要綱（昭和47年鹿角市訓令第7号）は、廃止する。

3 鹿角市建設工事入札制度実施要綱に規定する事項等の運用基準（昭和47年鹿角市訓令第6号）は、廃止する。

4 鹿角市建設工事等入札執行事務処理要綱（昭和62年鹿角市訓令第6号）は、廃止する。

附 則（平成23年4月1日訓令第61号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月1日訓令第79号）

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第15号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月26日訓令第95号）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日訓令第7号）

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月24日訓令第96号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第62号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第81号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月22日訓令第110号）

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則（平成29年3月22日訓令第28号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月1日訓令第95号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月14日訓令第114号）

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第52号）

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（平成31年4月9日訓令第84号）

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

附 則（令和元年5月30日訓令第2号）

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日訓令第18号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の各要綱等の規定は、令和元年10月1日以後の入札執行に係る契約について適用し、同日前の入札執行に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月9日訓令第108号）

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

附 則（令和3年3月30日訓令第50号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第57号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月18日訓令第11号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 （第8条及び第9条関係）

等級別発注標準表

工種等級	A	B	C	D
一般土木工事	2,500万円以上	2,500万円未満	500万円未満	50万円未満 (ただし、補助事業は除く。)
建築一式工事	4,000万円以上	4,000万円未満	1,000万円未満	
舗装工事（道路維持工事における穴埋め、パッチング工事は除く。）	500万円以上	500万円未満	下記注1による。	—
鋼構造物工事、給排水暖冷房衛生設備工事、電気工事	1,000万円以上	1,000万円未満	300万円未満	—
造園工事	1,000万円以上	1,000万円未満	100万円未満	
一般塗装工事	1,000万円以上	1,000万円未満	300万円未満	—
水道施設工事	1,000万円以上	1,000万円未満	100万円未満	—
解体工事（土木・建築）	500万円以上	500万円未満		50万円未満
その他	区分なし。			

注1 舗装工事において、舗装新設工事及びオーバーレイ舗装工事以外の道路維持工事における穴埋め、パッチング工事については、C級業者に指名とする。

注2 一般土木工事のうち下水道築造工事及び水道施設工事のうち配水管工事については、金額区分に応じA級又はB級とする。

別表第2 （第12条関係）

指名停止措置基準表

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 市の発注する工事等の請負契約に係る競争入	当該認定をした日から1か

<p>札において、建設工事入札参加資格審査申請書及び物品・役務等競争入札参加資格申請書並びに競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>月以上12か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p>	
<p>2 市と締結した請負契約に係る工事等（以下「市発注工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>3 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p>	
<p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>5 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上4か月以内</p>

負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

7 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から1か月以上6か月以内

8 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から1か月以上3か月以内

(贈賄)

9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内

10 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内

11 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内

(独占禁止法違反)

12 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方とし

当該認定をした日から

て不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	
(1)秋田県内における違反	12か月以上24か月以内
(2)秋田県外における違反	12か月以上24か月以内
13 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約に相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上24か月以内
(競売入札妨害及び談合)	
14 有資格者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
(1)秋田県内における違反	12か月以上24か月以内
(2)秋田県外における違反	12か月以上24か月以内
15 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内
(建設業法違反)	
16 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から
(1)秋田県内における違反	3か月以上9か月以内
(2)秋田県外における違反	1か月以上6か月以内

<p>17 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から4か月以上12か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反)</p> <p>18 工事等の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>(1)秋田県内における違反</p>	<p>4か月以上9か月以内</p>
<p>(2)秋田県外における違反</p>	<p>2か月以上6か月以内</p>
<p>19 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p>	
<p>20 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上18か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>21 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為（別表第3）をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>22 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁</p>	<p>当該認定をした日から1か</p>

<p>錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>月以上9か月以内</p>
--	-----------------

別表第3 （第12条関係）

「不正又は不誠実な行為」の運用基準

○入札契約手続中の基準

番号	行為の区分	措置内容	指名停止期間
1	指名通知書の未受領及び設計図書等の未閲覧	口頭注意	—
2	入札辞退届を提出することなく、入札しなかったとき。	口頭注意	—
3	現場説明がある場合に参加しなかったとき。	口頭注意	—
4	「入札公告」、「指名通知書」及び「競争入札心得」に反し、無効となる入札を行ったとき。	口頭注意 (ただし、故意によるものと認められる場合は、書面注意)	—
5	2回目の口頭注意事由が生じたとき。	書面注意	—
6	落札者となった後に、正当な理由が無く契約締結を辞退したとき。	書面注意	—
7	落札者となった後に、当該落札案件に必要な技術者（工事：現場代理人、主任技術者及び監理技術者、業務委託：管理技術者、照査技術者）の配置ができないことが判明したとき。	書面注意	—
8	2回目の書面注意事由が生じたとき。	指名停止	1ヶ月～
9	指名業者及び予定価格等非公表又は未公表の情報を探るような行為があったとき。	指名停止	1ヶ月～
10	特定業者の入札への参加又は不参加等特定の者への便宜、利益若しくは不利益誘導又は談合につながるおそれのある要求行為があったとき。	指名停止	1ヶ月～

※上記に掲げるもののほか、適宜審議の上、措置を決定する。

● 具体的な例

(入札書関係)

ア. 入札書を封入する封筒に記載してある履行名称と異なる入札書が封入されたもの

イ. 入札書に入札者の「記名」又は「押印」のないもの

ウ. 入札金額を訂正したもの

エ. 発注者、履行名称のいずれかが誤っているもの

オ. 予定価格を事前公表した入札において、入札金額が、予定価格を超過するもの

カ. 入札金額の単位が、指示した単位以外を記載したもの

キ. 市場一般と著しくかけ離れた金額で入札したとき（1円入札等）

(工事費内訳書関係)

ク. 工事案件において工事費内訳書が未提出なもの

ケ. 同一案件の「入札金額」と「工事費内訳書の合計額」が不一致であるもの

※この他は、「競争入札心得」を参照。

【運用基準の累積カウント】

「口頭注意」及び「書面注意」は、措置事実発生日から2年間をもって累積カウントする。

鹿角市長様

住所
商号又は名称
代表者氏名

競争入札参加資格確認申請書

鹿角市が発注する次の案件に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、税に滞納がないこと及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

・発注番号

・発注名称

様式第3号 (第16条関係)

(その1)

配置予定技術者の資格・工事経歴等

会社名 _____

1 配置予定技術者の氏名、資格等

氏名	所持している法令による資格			監理技術者資格者証		監理技術者講習修了証	
	名称	取得年月日	番号	交付年月日	交付番号	修了年月日	修了証番号

- (1) 技術者の候補者が複数いる場合は全て記載できるものとする。
- (2) 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- (3) 3月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

2 配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している建設工事の有無	有の場合					
		工事名	発注者名	場所(市町村名)	請負金額(千円)	工期(~)	本工事(※)に従事できると判断する理由
	有・無						
	有・無						
	有・無						

1 工期については、年月日を記載すること。

※ 本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

(その2)

3 工事経歴（入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格となっている場合のみ）

氏名	工事経歴（過去に従事した同種工事の内容等）						工事概要 (工法、施工数量を記載すること。)
	工事名	発注者名	施工場所 (市町村名)	契約金額 (百万円)	施工年度及び 工期（月数）	従事役職	

(1) 複数の工事を記載する場合は、鹿角市発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。

(2) 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）を添付すること。

4 営業所の専任技術者の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

(1) 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。

(2) 担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること。（「土」、「建」、「電」、「管」等）。

(3) 申請する工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る技術者について記載すること。

(4) 営業所の専任技術者を配置予定技術者としている場合は、2の表の「本工事（※）」に従事できると判断する理由欄に対応方針を記載すること。（建設業法上、営業所の専任技術者が専任を要する主任技術者等を兼ねることは認められません。）

様式第4号（第16条関係）

同種工事の施工実績

会社名 _____

工事名	発注者名		施工場所	契約金額 (百万円)	施工年度及び 工期(年月、○ か月)	受注形態 (JVの場合 出資比率)	工事の概要 [条件に関する工種、工法、施工数量を記載すること]
	(1)契約担当機関	(2)担当事務所					
	(1)	(1)			年 月～ 年 月 (か月)	単体・JV (%)	
	(2)	(2)					
	(1)	(1)			年 月～ 年 月 (か月)	単体・JV (%)	
	(2)	(2)					
	(1)	(1)			年 月～ 年 月 (か月)	単体・JV (%)	
	(2)	(2)					

(1) 入札参加資格とされている同種工事に該当する主要な工事実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。

(2) 同種工事とは、〇〇〇をいう。

(3) 複数の工事を記載する場合は、鹿角市発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。

(4) 記載した工事の請負契約書及び設計図書等（金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種工事であることが確認できる資料）の写しを添付すること。

(5) JVで施工した工事については出資比率 %以上の場合のみ施工実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。

各 位

鹿角市長

入札の取り止め（延期）について（通知）

下記の案件について、次の理由により入札を取り止め（延期）するので通知します。
なお、入札日が確定次第に再度お知らせいたします。（この文言は、延期の場合のみに記載する。）

記

工事（業務）番号

工事（業務）名

取り止め（延期）の理由

号
年 月 日

様

鹿角市長

落札決定通知書

下記についてはあなたを落札者として決定しましたので、鹿角市財務規則第109条の規定により通知します。

つきましては、(年 月 日まで・議会の議決後速やか) に下記金額以上の契約保証金の納付又は、それに代わる契約保証書等の提出をして下さい。

なお、鹿角市財務規則第118条の規定により、本通知書を発行した日から起算して5日以内に(契約・仮契約)を締結しないときは、この落札は無効となります。

記

(工事・業務委託・物品)番号	
(工事・業務委託・物品)名	
(工事・履行・納入)場所	
契約金額	円
契約保証金	円
(完成・履行・納入)期限	年 月 日
摘要	

様

鹿角市長

競争入札参加資格確認結果通知書

さきに申請のあった条件付き一般競争入札への参加資格について、次のとおり確認しましたので、通知します。

なお、資格なしとした理由について説明を求めることができますので、説明を求める場合は、この通知日から2日以内に説明を求め旨及び説明を求め事項を記載した書面を提出してください。

発注番号

発注名称

競争入札参加資格 なし

資格なしとした理由